

役員・評議員・専門委員等の報酬等に関する規程

（目 的）

第1条 この規程は、津山市社会福祉協議会役員、評議員、専門委員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬及び費用弁償）

第2条 報酬及び費用弁償は、別表のとおりとする。

2 理事に対して、各年度の総額が2, 500, 000円を超えない範囲で、第3条の基準により算定した額を報酬として支給する。

（報酬及び費用弁償の支給基準）

第3条 報酬及び費用弁償の支給基準は、次のとおりとする。

- (1) 理事会、役員会（正副会長会）、委員会及び監事会
- (2) 評議員会
- (3) 顧問
- (4) 審議会、専門委員会の委員等
- (5) 福祉総合相談センター相談員
- (6) 同条第1号から第4号にかかわる者の会議以外の会務に服した場合も費用弁償を支給する
- (7) 費用弁償は、勤務のつど支給する
- (8) 会長の報酬は、月額とし、毎月一定日に支給する
- (9) 報酬及び費用弁償で年額の場合は、就任の日の属する月から退職又は死亡の日の属する月まで支給する
- (10) 報酬で月額の場合は、就任の日から退職又は死亡の日までを在任日数の日割により支給する

（旅 費）

第4条 第2条にかかわる役員が会務のため市外に出張するときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 支給する旅費の額は、一般職員等の旅費規程による。

付 則

この規程は、公布の日（平成29年4月1日）から施行する。

2 役員・専門委員等の費用弁償に関する規程（昭和49年4月1日制定）は、廃止する。

付 則

この規程は、公布の日（平成31年4月1日）から施行する。

別 表（第2条関係）

役員・評議員・専門委員等の報酬及び費用弁償日額表

区 分	金 額
会 長	月 額 1 2 0 , 0 0 0 円
役 員（理事・監事）	日 額 4 , 0 0 0 円
評議員	日 額 4 , 0 0 0 円
顧 問	日 額 4 , 0 0 0 円
審議会・専門委員会の委員	日 額 3 , 0 0 0 円
相 談 員	日 額 3 , 0 0 0 円
他に定めのあるものを除くその他の委員	日 額 3 , 0 0 0 円